

ガラス等硬質材被覆ハウスに係る岩手県農業用施設等安全構造指針の運用

(趣旨)

第1 岩手県農業用施設等安全構造指針(平成28年9月6日付け農園第214号)(以下「指針」という。)に規定するガラス等硬質材被覆ハウス(以下「ガラスハウス」という。)の安全構造の確認については、指針によるほか、この運用によるものとする。

(構造基準等の適合確認に係る技術指導)

第2 指針を適用して設置するガラスハウスの工事を所管する農林水産部各室課又は広域振興局の農政部、農林部若しくは農政部若しくは農林部の農林振興センター(以下「所管部署」という。)は、指針に基づく構造基準等の確認に際し、施設設置者への技術指導が必要と判断した場合は、農林水産部建築技術指導事務取扱要領(令和4年6月2日付け農計第207号)に基づく技術指導をするものとする。

(保守管理・利用状況の確認)

- 第3 所管部署は、園芸用施設設計施工標準仕様書(一般社団法人日本施設園芸協会策定)に基づくガラスハウスの保守管理について、施設設置者への周知に努めるものとする。
- 2 所管部署は、毎年度のガラスハウスの保守管理及び利用状況について、翌年度の5月末までに、様式1により農産園芸課に報告するものとする。

(県土整備部等との情報共有)

- 第4 所管部署は、指針第4第3項の規定により、農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書(指針様式第2号、様式第4号、様式第5号)(以下「安全構造確認書」という。)を受領した場合は、農産園芸課及びガラスハウスの設置地域を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センターに写しを提供するものとする。
- 2 農産園芸課は、前項の規定により受領した安全構造確認書の写しを建築住宅課に提供するものとする。

(県の補助金を充当していないガラスハウスの取扱)

第5 指針の対象外となるガラスハウス(建築に係る経費の財源に県の補助金を充当していないもの)の安全構造の確認については、農林水産部と県土整備部において協議のうえ、別途、定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。